（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

第五条　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（自動車点検員） **第十四条**　指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七条第一項第四号の点検を行わせなければならない。 一　次のイ又はロに掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又はロに定める者 イ　ロ以外の事業場　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハに掲げる事業場の整備主任者（自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみに合格した者を除く。ロにおいて同じ。）として一年以上（一級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者にあっては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であって、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの ロ　対象とする自動車が二輪の小型自動車のみである事業場　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上（一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した者にあっては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であって、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの 二～四　（略）	（自動車点検員） **第十四条**　指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七条第一項第四号の点検を行わせなければならない。 一　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として一年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であって、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの 二～四　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第一条及び次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。

（第一条の規定による自動車整備士技能検定規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の際現に次の表の上欄に掲げる者に該当する者については、同表の下欄に掲げる者に該当するものとして第一条の規定による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「第一条改正後規則」という。）の規定を適用する。

旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者	
旧技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）による内燃自動車工に係る技能者養成指導員検定に合格した者	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者	
独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した独立行政法人雇用・能力開発機構が設置していた職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者	
旧職業訓練法による職業訓練大学校において運輸装置科を訓練科目とする職業訓練指導員の長期訓練の課程を修了した者	職業能力開発促進法による職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの	
独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第六条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）附則第十条の規定により雇用促進事業団が設置及び運営を行っていた高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が一年以上の職業訓練を受けたもの	旧職業訓練法による一般職業訓練所若しくは総合職業訓練所において自動車整備工若しくは内燃機関整備工を訓練職種とする職業訓練の課程又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法第十四条第一項の専修職業訓練校若しくは高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者（以下「旧公共職業訓練校修了者」という。）であって、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの	規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第百六十号）附則第十二条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）附則第十条の規定により雇用促進事業団が設置及び運営を行っていた高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの
旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業高校の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者	旧中等学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による実業学校令（明治三十二年勅令第二十九号）による実業学校、旧中等学校令による中等学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、修業年限一年以上の教育機関の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者	間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの
	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者	